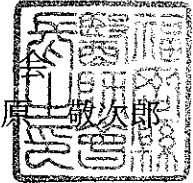


福岡医発第 494 号（総）
平成 15 年 6 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



移植のための臓器及び造血幹細胞の提供後における S A R S への対応について

標記の件について、日本医師会より別紙写しのとおり通知がありましたので、
お送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件について御了知願うとともに、貴
会会員並びに関係各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。

日医発第 134 号（庶 27）
平成 1 5 年 5 月 2 7 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会長 坪 井 栄 孝

移植のための臓器及び造血幹細胞の提供後における S A R S への対応について

標記の件について、別添写しのとおり、平成 1 5 年 5 月 2 3 日付（健臓発第 0523001 号）に、厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長より通知がありました。

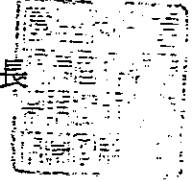
御了知願うとともに、貴会会員並びに関係各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。



社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



移植のための臓器及び造血幹細胞の提供後におけるSARSへの対応について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御指導御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、これまで「臓器移植及び造血幹細胞移植におけるSARSへの対応について」（平成15年5月19日健臓発第0519001号）等により、SARSの疑い例に該当する者等からの臓器等の提供を禁止する等の対応をお願いしてきたところです。

今般、WHOより輸血等におけるSARSへの対応についての勧告を参考とし、臓器移植及び造血幹細胞移植におけるSARSへの対応として、前出の通知に加え、下記の部分を追加いたしますので、遵守されるようお願いします。

また、組織移植についても下記に準じて対応して頂くよう宜しくお願いします。

なお、各都道府県、政令市及び特別区衛生主管部（局）長、日本内科学会理事長、文部科学省高等教育局医学教育課長、日本移植学会理事長、日本角膜移植学会理事長、日本角膜学会理事長、日本造血細胞移植学会理事長、日本組織移植学会理事長、社団法人日本整形外科学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。

記

- (1) 提供・採取医療機関は、臓器及び造血幹細胞（以下「臓器等」という。）の提供者に対して、臓器等の提供後3週間以内に発症し、別添「症例定義の改正とそれに伴うSARSコロナウィルスの行政検査の実施等について」（平成15年5月8日健感発第0508002号）の別紙1「SARS疑い例及び可能性例の届け出のための症例定義」（以下「症例定義」という。）における「疑い例」又は「可能性例」に該当することが判明した場合には、速やかに臓器等のあっせん機関及び提供・採取医療機関に連絡するよう周知すること。
- (2) 提供・採取医療機関は、臓器等の提供者が臓器等の提供後3週間以内に発症し、SARSの「疑い例」「可能性例」となっていることが判明した場合、あっせん機関（あっせん機関が存在しない場合は移植医療機関）へ情報提供を行うこと。

健感発第 0508002 号
平成 15 年 5 月 8 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

症例定義の改正とそれに伴う S A R S コロナウイルスの行政検査の実施等について
(S A R S 対策第 13 報)

標記については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関する WHO の緊急情報について」(平成 15 年 3 月 12 日健感発第 0312002 号)等により、貴管内の医療機関等の関係機関への周知等の対応をお願いしているところである。

今般、WHO において、S A R S 「疑い例」・「可能性例」の症例定義が変更されたこと及び S A R S コロナウイルスの当面の検査方法が平成 15 年 5 月 1 日付けで公表されたことを踏まえ、我が国においても、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に伴う対応について」(平成 15 年 3 月 16 日健感発第 0316001 号)等における S A R S 「疑い例」・「可能性例」の症例定義を下記のとおり改正するとともに、医療機関から S A R S 「疑い例」・「可能性例」の届出を受けた場合の S A R S コロナウイルスの行政検査の実施等について下記のとおり対応することとしたので、ご了知願いたい。

なお、当該対応については、厚生科学審議会感染症分科会 S A R S 対策専門委員会(平成 15 年 5 月 8 日開催)における検討結果を踏まえて策定したものであることを申し添える。

記

1 S A R S 疑い例及び可能性例の届出のための症例定義の改正について

平成 15 年 5 月 9 日以降、S A R S 疑い例及び可能性例の届出のための症例定義(以下、「症例定義」という。)を別紙 1 のとおりとする。従来の S A R S 可能性例の症例定義に「S A R S 疑い例のうち、S A R S コロナウイルス検査の一つ又はそれ以上で陽性となった者」が追加されている点及び除外基準が設けられた点にご留意願いたい。

2 SARSコロナウイルスの検査実施について

- (1) SARSコロナウイルスの検査については、別紙2の検査指針に従うこととする。
- (2) SARSコロナウイルスの検査の実施に関する留意事項(検体採取、送付、検査等)については、別紙3の検査要領(骨子のみ)を参考にされたい。(詳細な内容については別途連絡する。)

3 渡航情報について

渡航情報については、香港、中国広東省、北京市及び中国山西省への不要不急の旅行を延期することをお勧めし、台湾への渡航の是非を検討するよう助言しているところであるが、本日、WHOから、天津市、中国内モンゴル自治区及び台北への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう勧告が出されたところである。ついては、本症候群へのり患を予防するため、天津市、中国内モンゴル自治区及び台北への渡航について、渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行は延期するようお勧めするとともに、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いする。

なお、本件については、外務省とも協議済であり、外務省より同趣旨の渡航情報が発出又は発出される予定であることを申し添える。

(別紙 1)

SARS 疑い例及び可能性例の届出のための症例定義

(平成15年5月8日改正)

○ SARS 疑い例

(1) 平成14年11月1日以降に、38度以上の急な発熱及び咳、呼吸困難等の呼吸器症状を示して受診した者のうち、次のいずれか1つ以上の条件を満たす者

- 1 発症前10日以内にSARSの「疑い例」・「可能性例」を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接触れた者
- 2 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)へ旅行した者
- 3 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)に居住していた者

(2) 平成14年11月1日以降に死亡し、病理解剖が行われていない者のうち、次のいずれか1つ以上の条件を満たす者

- 1 発症前10日以内にSARSの「疑い例」・「可能性例」を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接触れた者
- 2 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)へ旅行した者
- 3 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)に居住していた者

○ SARS 可能性例

SARS 疑い例のうち、次のいずれかの条件を満たす者

- 1 胸部レントゲン写真で肺炎、または呼吸窮迫症候群の所見を示す者
- 2 病理解剖所見が呼吸窮迫症候群の病理所見として矛盾せず、はっきりとした原因がないもの
- 3 SARS コロナウイルス検査の1つ又はそれ以上で陽性となった者

○ 除外基準

他の診断によって症状が説明できる場合は除外する

（別紙 2）

SARS コロナウイルスの行政検査指針

1 検査実施に際しての基本的事項

- （１）この検査はなお開発中であり、当面、確定診断のための検査ではなく、補助的に行われるものである。検査中または陰性結果の場合であっても、可能性例及び疑い例のカテゴリーを落とさない。
- （２）原則、全ての疑い例、可能性例について、ペア血清の保存を勧奨する
- （３）全ての疑い例、可能性例について、PCR 検査とウイルス分離を行う

2 SARS コロナウイルスの行政検査の実施について（別添参照）

- （１）医療機関から地方衛生研究所に検体を送付し、PCR 検査は BSL（バイオセーフティレベル）2 で行い、ウイルス分離は BSL 3 で行う。地方衛生研究所に適当な設備が無い場合等、必要な場合には、国立感染症研究所にその検体を送付する
- （２）国立感染症研究所においては、（１）で送付された検体を検査すると共に、（１）で得られた検査結果についても確認を行う

バイオセーフティレベルについては、国立感染症研究所病原体等安全管理規定に基づく。

3 検体について

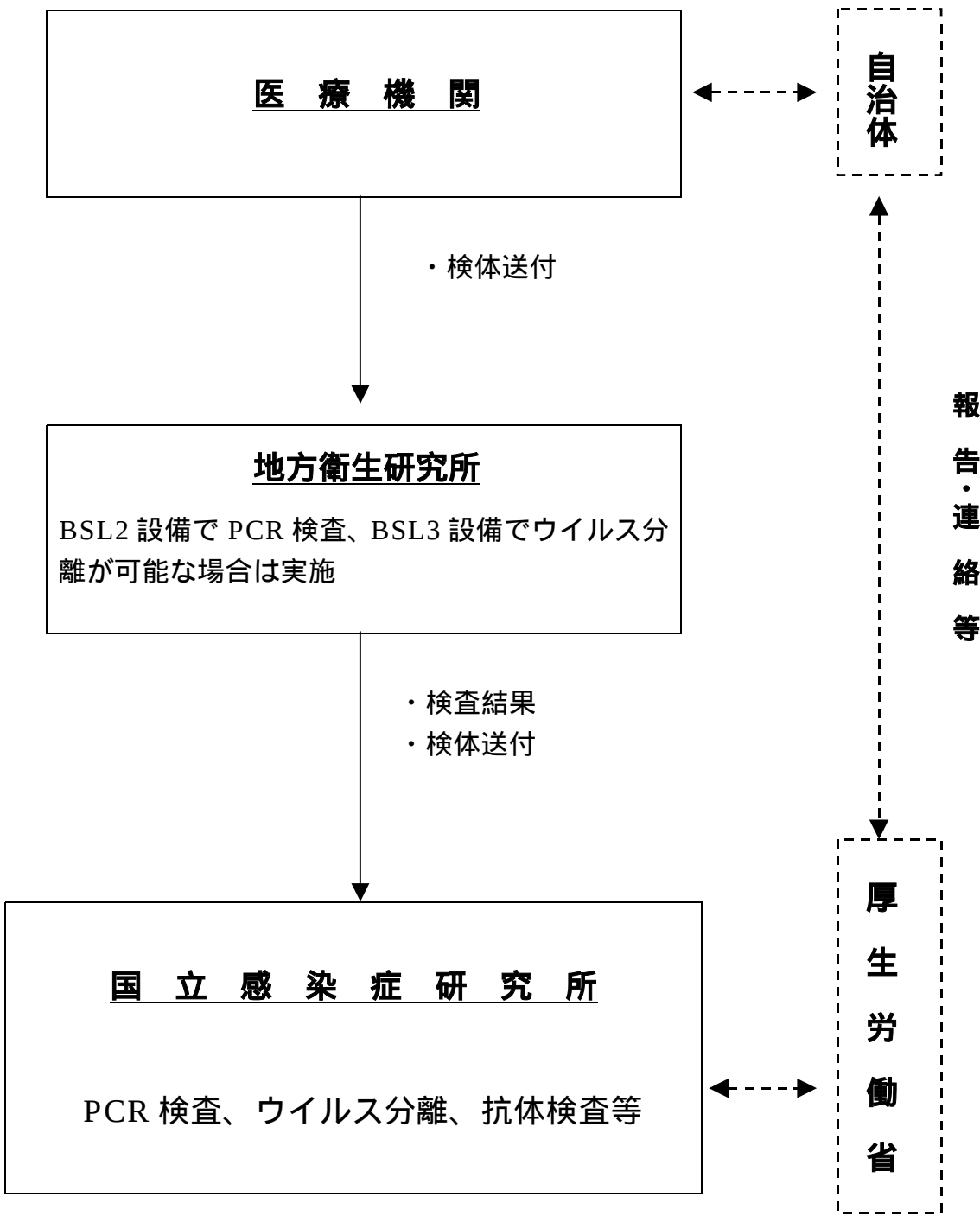
- （１）ウイルス分離同定用： 鼻咽頭拭い液・洗浄液、口腔咽頭拭い液あるいは気管支肺胞洗浄液 喀痰 尿 便
- （２）抗体検査用：血清

（注）

SARS コロナウイルス以外の、既知の病原体スクリーニングも重要である。SARS コロナウイルス以外の病原体の検査については、従来の基準に従う。

別 添

SARS コロナウイルスの検査の流れ



(注) 医療機関からは、疑い例と可能性例について、保健所に連絡

（別紙 3）

SARS コロナウイルスの行政検査要領（骨子）

1 医療機関における対応

（ 1 ）疑い例と可能性例の検体採取

検体の採取方法は、保健所の指示に従うこと。

検体の採取は、検査指針の 3 に基づいて行うこと。

疑い例の検体採取にあっては、事前に本人の了解を得て行うこと。

（ 2 ）検体の送付

検体の送付に際しては保健所に連絡すること。

（ 3 ）SARS コロナウイルス以外の検査について

SARS コロナウイルス以外の病原体の検査については、従来の基準に従うこと。

2 保健所における対応

医療機関から連絡を受けた保健所は、検体の採取及び地方衛生研究所への検体送付等の事務を行うこと。

については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（厚生省保健医療局長通知平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号）に基づいて行うこと。

地方衛生研究所、国立感染症研究所における対応は別途連絡する